

『慎子』 訳註

有馬 卓也

『慎子』 訳註

『慎子』は禪下に於て法思想とともに「勢」の思想を説いたとされる慎到の作であるが、現行本は従来偽作であるとの疑いもあった。^①しかし『稱』を始めとする長沙馬王堆漢墓出土の『老子』乙本卷前古佚書の中に現行本『慎子』と重複する文が見られてより、にわかには再考の餘地ありとされている文献の一つである。かつて武内義雄氏が「田駢と慎到」の中で「慎到は道家が転じて法家になる転換期に立つ人である。」との結論を提出したが、まさに現在頻繁に論じられているところの「黄老」或は「道法」などというテーマに関わってくる文献であることは疑いなくろう。しかし『慎子』自體が研究対象となることは稀であり、筆者の手に存するものでも次に記した諸研究ほどしかない。

①「田駢と慎到」武内義雄（『武内義雄全集』第六卷「老子と莊子」第六章二・角川書店）

②「慎到」武内義雄（『武内義雄全集』第七卷「諸子概説」第六章三・角川書店）

③「田駢と慎到」武内義雄（『武内義雄全集』第八卷「中國

思想史」第六章五・角川書店）

④「慎到」木村英一（『法家思想の研究』第三章第四節・弘文堂書房）

⑤「慎到の思想について」金谷治（集刊東洋學七）

⑥「慎到の思想について」緒形暢夫（東京教育大學漢文學會報二十一）

⑦「慎到の政治説」布施弥平治（日大政經研究四の三）

⑧「先秦における法思想の展開」金谷治（集刊東洋學四十七）

⑨「慎到の法思想」淺野裕一（『黄老道の成立と展開』第二部第五章・創文社）

⑩「前三世紀的思潮」胡適（『中國古代哲學史』第十二篇第一章・遠流出版公司）

⑪「馬王堆《老子》甲乙本卷前后佚書與「道法家」」裘錫圭（『中國哲學』第二輯・三聯書店）

⑫「慎到重勢思想之分析」王曉波（『先秦法家思想史論』・聯經出版事業公司）

⑬「申・慎・韓的黃老思想」陳麗桂（『戰時期的黃老思想』第四章・聯經出版事業公司）

⑭「法家三派重勢之慎到」王叔岷（『先秦道法思想講稿』十
二・中央研究院中國文哲研究所）

これらの諸研究を見ると馬王堆漢墓出土以降は台湾での『慎子』研究が目立つ^⑬。また日本での出土前の研究は『慎子』そのもの言及しているものは少なく、『韓非子』などの周邊資料に基づいたものが多い。いずれにせよ現行本『慎子』が完本ではないという事情から、明確な思想上の結論を導き難い事は事実である。しかし現行本『慎子』を見るに未だ採用されていない『太平御覽』や『北堂書鈔』などからの引用もあり、不備な点も多い。そういう意味でやや遅きに逸したかもしれないが、訳註を提示することは決して無意味ではないと思う。ただ筆者の淺學故、考證の誤りも多々あると思う。御叱正を仰ぎたい。

一注一

①特に四部叢刊所収の『慎子』については羅根澤「慎懋賞本慎子辨偽」（燕京學報六期）に詳しい。また姚際恆原註・黃雲眉補證『古今偽書考補證』（文海出版社）、宏業書局編輯部編『偽書通考』（宏業書局）、鄭良樹『續偽書通考』（學生書局）などにも詳細に論じてある。併せて参照されたい。

②『武内義雄全集』第八卷六二頁。

③但し台湾に於ける「道法」或は「黃老」に関する研究は、

「道法」「黃老」への直接的検討が不十分であるにもかかわらず、それが前提となつて論が展開されていることが多く、やや慎重さを欠くように思われる。その點に於て注意が必要である。

④但し新出の文はない。

【凡例】

一、原本には四部備要所収の守山閣叢書『慎子』を使用した。

一、（原文）（書下し）（註・語釋）の順に記した。

一、錢熙祚が加えた校訂は（註・語釋）の項に、「校」……という形で記した。

一、錢熙祚の校訂を筆者が訂正・補足した部分がある。その際は校訂に続けて「（補、……）」という形で記した。

一、必要に応じて錢熙祚が示した文献の全文を補の部分に挙げた。

一、錢熙祚が校訂を加えていない佚文については「校なし」と記した。

一、威徳、民雜の兩篇については本文が長きにわたるので適宜改行した。

一、（註・語釋）に於て『太平御覽』『群書治要』『北堂書鈔』『白孔六帖』『太平寰宇記』は、錢熙祚の校訂にあわせて『御覽』『治要』『書鈔』『六帖』『寰宇記』と表記した。

威徳

【訳註】

(原文)

天有明、不憂人之暗也。^① 地有財、不憂人之貧也。^② 聖人有徳、不憂人之危也。^③ 天雖不憂人之暗、關戸牖必取己明焉。^④ 則天無事也。地雖不憂人之貧、伐木刈草必取己富焉。^⑤ 則地無事也。聖人雖不憂人之危、百姓準上而比於下、其必取己安焉。^⑥ 則聖人無事也。故聖人處上、能無害人、不能使人無己害也。則百姓除其害矣。聖人之有天下也、受之也。非取之也。^⑦ 百姓之於聖人也、養之也。非使聖人養己也。則聖人無事矣。^⑧

(書下し)

天、明ありて、人の暗きを憂へざるなり。地、財ありて、人の貧しきを憂へざるなり。聖人、徳ありて、人の危きを憂へざるなり。天、人の暗きを憂へずと雖も、戸牖を闢けば必ず己の明を取る。則ち天、事なきなり。地、人の貧しきを憂へずと雖も、木を伐り草を刈れば必ず己の富を取る。則ち地、事なきなり。聖人、人の危きを憂へずと雖も、百姓上に準じて下に比すれば、其れ必ず己の安を取る。則ち聖人、事なきなり。故に聖人は上に處りて、能く人を害することなく、人をして己に害なからしむあたはざるなり。則ち百姓其の害を除く。聖人の天下を有つや、之を受くるなり。之を取るに非ざるなり。百姓の聖人に於けるや、之を養ふなり。聖人をして己を養はしむるに非ざるなり。則ち聖人、事なし。

(註・語釋)

- ①校「原刻は「也」字を脱す。『治要』に依りて補ふ。下句同じ。」(補、「治要」は「暗」を「闇」に作る。)
- ②校「原刻は「危」を「厄」に作る。『治要』に依りて改む。」(補、「治要」は「不憂人之危也」の上に「而」字がある。)
- ・『御覽』四百一に「天有明而不憂人之闇。地有財而不憂人之貧。聖人有徳而不憂人之危。」とある。
- ③校「原刻は「之」字を脱す。『治要』に依りて補ふ。」(補、「治要」は「暗」を「闇」に作る。又「闇」の下に「也」字がある。)
- ④『御覽』百十四に「天明不憂人之闇。雖不憂闇也。關戸牖必取以明焉。」とある。
- ⑤校「原刻は「之」字を脱す。『治要』に依りて補ふ。」(補、「治要」は「貧」の下に「也」字がある。)
- ⑥『稱』四十一に「天有明、而不憂民之晦也。百姓關其戸牖而各取昭焉。天无事焉。地有財、而不憂民之貧也。百姓斬木刈薪、而各取富焉。地亦无事焉。」とある。
- ・『治要』は「也」を「矣」に作る。
- ・『書鈔』百五十七「地財不憂人貧」の項に「慎子云、地有財、不憂人之貧。雖不憂人之貧、伐木刈草必取以富焉。則地無事也。」とある。
- ⑦校「原刻は「危」を「厄」に作る。『治要』に依りて改む。」(補、「治要」は「危」の下に「也」字がある。)
- ⑧校「原刻は「受」を「愛」に作る。『治要』に依りて改む。」

〔補、『治要』は「比於下」の「下」の上に「其」字がある。又「其必取」の「其」字を脱す。又「聖人無事也」の「也」を「矣」に作る。

⑨校「原刻は「取」の上に「敢」字あり。『治要』に依りて刪る。」

⑩校「原刻は「矣」字を脱す。『治要』に依りて補ふ。」

(原文)

有馬卓也
毛嬙西施^①、天下之至姣也^②。衣之以皮僂^③、則見者皆走。易之以元絳^④、則行者皆止。由是觀之、則元絳色之助也。姣者辭之、則色厭矣^⑤。走背踰躡窮谷、野走十里、藥也。走背辭藥、則足廢。故騰蛇遊霧、飛龍乘雲、雲罷霧霽^⑥、與蚯蚓同。則失其所乘也。故賢而屈於不肖者、權輕也。不肖而服於賢者、位尊也。堯爲匹夫、不能使其鄰家^⑦。至南面而王、則令行禁止。由此觀之、賢不足以服不肖、而勢位足以屈賢矣^⑧。故無名而斷者、權重也。弩弱而矜高者、乘於風也^⑨。身不肖而令行者、得助於衆也^⑩。故舉重越高者、不慢於藥。愛赤子者、不慢於保。絕險歷遠者、不慢於御^⑪。此得助則成、釋助則廢矣。夫三王五伯之德、參於天地、通於鬼神、周於生物者、其得助博也^⑫。

(書下し)

毛嬙・西施は、天下の至姣なり。之に衣するに皮僂を以てすれば、則ち見る者皆走る。之に易ふるに元絳を以てすれば、則ち行く者皆止まる。是に由りて之を觀れば、則ち元絳は色の助なり。姣者も之を辭すれば、則ち色厭はる。走背して窮

谷を跋躡し、十里を野走するは、藥あればなり。走背するに藥を辭せば、則ち足廢る。故に騰蛇霧に遊び、飛龍雲に乗するも、雲罷み霧霽るれば、蚯蚓と同じ。則ち其の乗する所を失へばなり。故に賢にして不肖に屈する者は、權輕ければなり。不肖にして賢を服する者は、位尊ければなり。堯も匹夫たれば、其の鄰家を使用するあたはず。南面して王となるに至れば、則ち令行はれ禁止む。此に由りて之を觀れば、賢は以て不肖を服せしむるに足らず、勢位は以て賢を屈せしむるに足る。故に名なくして斷する者は、權重ければなり。弩弱くして矜高きは、風に乗ずればなり。身不肖にして令行はるる者は、助を衆に得ればなり。故に重きを舉げ高きを越ゆる者は、藥を慢らず。赤子を愛する者は、保つを慢らず。險を絶し遠きを歷する者は、御を慢らず。此れ助を得れば則ち成り、助を釋つれば則ち廢せらる。夫れ三王五伯の徳の、天地に參じ、鬼神に通じ、生物に周きは、其の助を得ることの博ければなり。

(註・語釋)

①校「『文選』「神女賦」注、「四子講徳論」注、此の文を引く。「西」は並びに「先」に作る。按ずるに「二字古通ず。」

②「姣」は美しい事。

③校「『御覽』三百八十一、引きて「褐」に作る。又『類聚』十八、「僂」の上に多く「褐」字あり。」(補、『治要』は「僂」を「僂」に作る。『御覽』三百八十一「毛嬙西施、天下之至姣也。衣以皮褐、則見者皆走。易以玄錫、則行者皆止。」

『類聚』十八「毛嬙西施、天下之至姣也。衣以皮褐俱、則見者走。易以玄褐、則行者皆止。」

・「俱」はおにやらいをする者がかぶる面。

④「絳」は麻布製の衣服。或は夜着。

⑤『長短經』是非篇に「毛嬙西施、天下之至姣也。衣之以皮具、則見者皆走。易之以玄絳、則行者皆止。由是觀之、則玄絳色之助也。姣者辭之、則色厭矣。」とある。

⑥校「『御覽』九百三十三、又九百四十七、引きて「散」に作る。『後漢書』隗囂傳注、引きて「除」に作る。」(補、「治要」は「見者皆走」の「見」の下に「之」字がある。又「元」をすべて「玄」に作る。又「十里」を「千里」に作る。『御覽』九百三十三「騰蛇遊霧、飛龍乘雲、雲罷霧散、與蚯蚓同。」、九百四十七「騰蛇遊霧、飛龍乘雲、雲罷霧除、與蚯蚓同。失所乘故也。」、『後漢書』隗囂傳注「騰蛇遊霧、飛龍乘雲、雲罷霧除、與蚯蚓同。則失所乘故也。」)

⑦「蚯蚓」はみみずのこと。

⑧校「『御覽』六百三十八、此の句を引きて「不能使家化」に作る。」(補、「御覽」六百三十八「堯爲匹夫、不能使隣家。至爲主則令行禁止。由此觀之、賢未足以服不肖、而勢位足以屈賢。」、校訂の指示は誤り)

⑨『長短經』是非篇に「夫賢而屈于不肖者、權輕也。不肖而服于賢者、位尊也。堯爲匹夫、不能使其鄰家。及至南面而王、則令行禁止。由此觀之、賢不足以服物、而勢位足以屈賢矣。」とある。

⑩「矰」はいぐるみの事。

⑪校「二句又『書鈔』百二十五、『御覽』三百四十八に見ゆ。」(補、「治要」は「賢不足以服不肖」の下に「而勢位足以服不肖」の一句がある。『御覽』三百四十八「弩弱而矰高者、乘於風也。身不肖而行合者、得助於衆也。」、『書鈔』百二十五「乘風」の項に「弩弱而矰高者、乘於風也。身不肖而行合者、得助於衆。」)

⑫校「『騰蛇遊霧』より此に至るまで、又『韓非子』難勢篇に見ゆ。文多く異なる。古人書を引くに、毎に「屑」字を「屑」とせず。句既に大義に於て闕なし。置きて論ぜざるべし。」

⑬校「二句又『意林』に見ゆ。兩「於」字並びに「其」に作る。」(補、「意林」は「赤子者」の「者」字を脱す。又「歷遠」の二字を脱す。)

⑭校「按ずるに「毛嬙西施」より此に至るまで、凡そ二百四十五字、原刻並びに脱す。『治要』に依りて補ふ。」

(原文)

古者、工不兼事、士不兼官。工不兼事、則事省。事省則易勝。①士不兼官、則職寡。職寡則易守。故士位可世、工事可常。百工之子、不學而能者、非生巧也。②言有常事也。今也、國無常道、官無常法。是以國家日繆、教雖成官不足。官不足則道理匱。道理匱則慕賢智。慕賢智則國家之政要、在一人之心矣。④

(書下し)

古者、工は事を兼ねず、士は官を兼ねず。工、事を兼ねざ

れば、則ち事省かる。事省かるれば則ち勝ち易し。士、官を兼ねざれば、則ち職寡し。職寡ければ則ち守り易し。故に士の位は世なるべく、工の事は常なるべし。百工の子、學ばずして能くする者は、生れながらにして巧なるに非ざるなり。常に事あるを言ふなり。今や、國に常道なく、官に常法なし。是を以て國家日に繆し、教、成すと雖も官足らず。官足らざれば則ち道理匱し。道理匱しければ則ち賢智を慕ふ。賢智を慕へば則ち國家の政要は、一人の心に在り。

(註・語釋)

也 卓 馬 有

- ①校「原刻は此の句の「事」字を脱す。『治要』に依りて補ふ。」
 ②校「原刻は此の句の「職」字を脱す。『治要』に依りて補ふ。」
 ③校「『御覽』七百五十二、此の文を引きて「生」の下に多く「而」字あり。」(補、「御覽」七百五十二「百工之子、不學而能者、非生而巧也。言有常事。」)
 ④校「『道理匱則慕賢智』より此の句の「心」字に至りて止まるまで、凡そ二十一字、原刻並びに脱す。『治要』に依りて補ふ。」(補、「治要』は「言有常事也」の「常」の上に「其」字がある。)

(原文)

古者、立天子而貴之者、非以利一人也。曰、天下無一貴、則理無由通、通理以爲天下也。故立天子以爲天下、非立天下以爲天子也。立國君以爲國、非立國以爲君也。立官長以爲官、非立官以爲長也。法雖不善、猶愈於無法。所以一人心也。

(書下し)

古者、天子を立てて之を貴しとするは、以て一人を利するに非ざるなり。曰く、「天下、一貴なければ、則ち理の由りて通ずることなし。通理して以て天下と爲すなり。」と。故に天子を立てて以て天下と爲す、天下を立てて以て天子と爲すに非ざるなり。國君を立てて以て國と爲す、國を立てて以て君と爲すに非ざるなり。官長を立てて以て官と爲す、官を立てて以て長と爲すに非ざるなり。法、善ならずと雖も、猶ほ法なきに愈る。人心を一にする所以なり。

(註・語釋)

- ①校「原刻は「之」字を脱す。『治要』に依りて補ふ。『御覽』七十六に此の文を引くと合す。」(補、「御覽」七十六「古者、立天子貴之者、非以利一人。曰、天下無一貴、則理無由通、通理爲天下也。故立天子爲天下也、非立天下爲天子也。立國君以爲國也、非立國以爲君也。」)
 ②校「原刻は「長」の上に「官」字あり。『治要』に依りて刪る。『御覽』六百六十六に此の文を引くと合す。」(補、「治要』は「則理無由通」の「則」字を脱す。又「故立天子以爲天下」の下に「也」字がある。又「立國君以爲國」の下に「也」字がある。又「立官長以爲官」の下に「也」字がある。『御覽』六百六十六には該当の文はない。)
 ・『御覽』二百六十六に「立國君以爲國、非立國以爲君也。夫以立官長以爲官也、非立官以爲長也。」とある。
 ③校「『治要』は此の句を以て注文と爲す。」

(原文)

夫投鈎以分財、投策以分馬、非鈎策爲均也。使得美者不知所以德、使得惡者不知所以怨。此所以塞願望也。故著龜所以立公識也。權衡所以立公正也。書契所以立公信也。度量所以立公審也。法制禮籍所以立公義也。凡立公所以棄私也。明君動事分功、必由慧。定賞分財、必由法。行德制中、必由禮。故欲不得干時、愛不得犯法、貴不得踰親、祿不得踰位、士不得兼官、工不得兼事以能受事、以事受利。若是者、上無羨賞、下無羨財。

(書下し)

夫れ鈎を投じて以て財を分ち、策を投じて以て馬を分つは、鈎策を均と爲すに非ざるなり。美を得る者をして徳たる所以を知らざらしめ、惡を得る者をして怨たる所以を知らざらむ。此れ願望を塞ぐ所以なり。故に著龜は公識を立つる所以なり。權衡は公正を立つる所以なり。書契は公信を立つる所以なり。度量は公審を立つる所以なり。法制禮籍は公義を立つる所以なり。凡そ公を立つるは私を棄つる所以なり。明君は事を動かし功を分つに必ず慧に由り、賞を定め財を分つに必ず法に由り、徳を行ひ中を制するに必ず禮に由る。故に欲は時を干すを得ず、愛は法を犯すを得ず、貴は親を踰ゆるを得ず、祿は位を踰ゆるを得ず、士は官を兼ぬるを得ず、工は事を兼ぬるを得ず。能を以て事を受け、事を以て利を受く。是の若くんば、上に賞を羨ほしままにするなく、下に財を羨ほしままにするなし。

(註・語釋)

①校「御覽」四百二十九、此の文を引きて「非」の下に「已」字あり。古「已」と「以」と通ず。「補」「治要」は「鈎」をすべて「鈎」に作る。「御覽」四百二十九「夫投鈎分財、投策分馬、非以鈎策爲均也。使得美者不知所以徳、得惡者不知所以怨。故著龜所以立公識也。權衡所以立公正也。書契所以立公信也。度量所以立公審也。法制禮籍所以立公義也。凡立公所以弃私也。」

②校「治要」は「願」を「怨」に作る。「御覽」六百三十八に此の文を引くと合す。「補」「治要」は「不知所以徳」の「徳」を「賜」に作る。又「使得惡者」の「使」字を脱す。又「願」の下に「使不上」の三字がある。「御覽」六百三十八「法雖不善、猶愈於無。投鈎分財、投策分馬、非以鈎策爲均也。使得榮者不知所以徳、得惡者不知所以怨。乃以塞願望也。」

③「著龜」は筮竹と龜甲。ともに占いの道具。ここでは占ひそのものをさす。

④「御覽」七百四十七に「書契所以識公信也。」とある。「書契」は契約の事。

⑤校「故著龜」より此に至るまで、凡そ五十一字、原刻は並びに脱す。「類聚」二十一、「御覽」四百二十九に此の文を引くに依りて補ふ。「補」「類聚」二十二「夫投鈎分財、投策分馬、非以鈎策爲均。使得美者不知所以徳、得惡者不知所以怨。此所以塞願望也。故著龜所以立公言也。權衡所以

立公正也。書契所以立公信也。法制禮籍所以立公義也。凡立公所以棄私也。』、『御覽』四百二十九は註①に既出。)

⑥校「原刻は「必」字を脱す。『治要』に依りて補ふ。下の二句同じ。又『治要』は「慧」を「惠」に作る。」(補、『治要』は「動事」の下の「分功」の二字を脱す。)

⑦校「『治要』は「規」に作る。」(補、『治要』は「定賞分財」の「賞」を「罰」に作る。又「士不得兼官」の「士」を「惠」に作る。)

因循

(原文)

也 卓 馬 有
天道、因則大、化則細。因也者、因人之情也。人莫不自爲也。化而使之爲我、則莫可得而用矣。^①是故先王、見不受祿者不臣、祿不厚者不與入難。^②人不得其所以自爲也、則上不取用焉。故用人之自爲、不用人之爲我。則莫不可得而用矣。此之謂因。^③

(書下し)

天道、因れば則ち大、化せば則ち細。因なる者は、人の情に因るなり。人、自ら爲さざるなきなり。化して之をして我を爲さしめば、則ち得て用ふべきことなし。是が故に先王は、祿を受けざる者を見れば臣とせず、祿の厚からざる者とは與に難に入らず。人、其の自ら爲す所以を得ざれば、則ち上、用を取らず。故に人の自ら爲すを用ひ、人の我を爲すを用ひず。則ち得て用ふべからざるなし。此を之れ因と謂ふ。

(註・語釋)

- ①校「「矣」字を『治要』に依りて補ふ。」
②校「原、「見」字を脱す。『長短經』是非篇に据りて補ふ。」
③校「「難」字を『治要』に依りて補ふ。」
・「稱」十一に「不受祿者、天子弗臣也。祿薄者、弗與犯難。」とある。

④校「「之謂」の二字、原、倒す。『治要』に依りて乙轉す。」

民雜

(原文)

民雜處而各有所能。所能者不同。^①此民之情也。大君者、太上也、兼畜下者也。下之所能不同、而皆上之用也。是以大君因民之能爲資。盡包而畜之。無能去取焉。^②是故不設一方、以求於人。故所求者、無不足也。^③大君不擇其下。故足。不擇其下、則易爲下矣。^④易爲下、則莫不容。莫不容故多下。^⑤多下之謂太上。

(書下し)

民、雜處して各おの能くする所あり。能くする所の者は同じからず。此れ民の情なり。大君は、太上なり、下を兼ね畜ふ者なり。下の能くする所同じからざるも、而れども皆上の用なり。是を以て大君は民の能に因りて資を爲す。盡く包みて之を畜ふ。能を去取することなし。是が故に一方を設けて、以て人に求めず。故に求むる所の者は、足らざるなきなり。大君は其の下を擇ばず。故に足る。其の下を擇ばざれば、則ち下と爲り易し。下と爲り易ければ、則ち容れざることなし。

容れざることなきが故に下を多くす。下を多くす、之を太上と謂ふ。

(註・語釋)

①校「原刻は『所能』の二字重ならず。『治要』に依りて補ふ。」
 ②校「原刻は『去取』の二字倒す。『治要』に依りて乙轉す。」
 (補、「治要」は「太上也」の「太」を「大」に作る。又「包」を「苞」字に作る。)

③校「原刻は「必執於方、以求於人。故所求者、無一足也。」
 『治要』に依りて改む。」

④校「原刻は「易」字、「矣」の上に在り。『治要』に依りて改む。」(補、「治要」は「不擇其下」の上に「也」字がある。)

⑤校「原刻は此の句を脱す。「莫不」の二字、『治要』に依りて補ふ。」(補、「治要」は「則莫不容」の「則」の下に「下」字がある。)

(原文)

君臣之道、臣事事^①而君無事^②。君逸樂而臣任勞。臣盡智力以善其事、而君無與焉。仰成而已^④。故事無不治。治之正道、然也。人君自任而務爲善以先下、則是代下負任蒙勞也。臣反逸矣。故曰、君人者好爲善以先下、則下不敢與君爭爲善以先君矣^⑤。皆私其所知以自覆掩^⑥。有過則臣反責君、逆亂之道也。君之智未必最賢於衆也。以未最賢、而欲以善盡被下、則不瞻矣^⑦。若使君之智最賢^⑧、以一君而盡瞻下則勞。勞則有倦。倦則衰。衰則復反於不瞻之道也。是以人君、自任而躬事、則臣不事事^①。是君臣易位也。

謂之倒逆。倒逆則亂矣。人君苟^⑨任臣、而勿自躬、則臣皆事事矣。是君臣之順、治亂之分。不可不察也。

(書下し)

君臣の道は、臣、事を事とせば君事なし。君、逸樂すれば臣任勞す。臣、智力を盡くして以て其の事を善くすれば、君與かるなし。仰ぎて成るのみ。故に事治まらざるはなし。治の正道、然り。人君自ら任じて務めて善を爲し、以て下に先ずれば、則ち是れ下に代りて任を負ひ勞を蒙むるなり。臣反つて逸す。故に曰く、「人に君たる者は、好んで善を爲して以て下に先ずれば、則ち下敢て君と争ひて善を爲して以て君に先ぜず。」と。皆其の知る所を私にして以て自ら覆掩す。過あれば則ち臣反つて君を責むるは、逆亂の道なり。君の智未だ必ずしも最も衆に賢ならざるなり。未だ最も賢ならざるを以て、善を以て盡く下を被はんと欲するも、則ち瞻らず。若使し君の智最も賢なるも、一君を以て盡く下に瞻らしめんとすれば則ち勞す。勞すれば則ち倦むことあり。倦めば則ち衰ふ。衰ふれば則ち復た瞻らざるの道に反るなり。是を以て人君は、自ら任じて躬ら事とすれば、則ち臣事を事とせず。是れ君臣位を易ふるなり。之を倒逆と謂ふ。倒逆すれば則ち亂る。人君苟も臣に任じて、自躬らする勿くんば、則ち臣皆事を事とす。是れ君臣の順、治亂の分なり。察せざるべからざるなり。

(註・語釋)

①校「原刻は「有事」に作る。『治要』に依りて改む。『治要』は又注ありて「言事其所事」と云ふ。」(補、「治要」は「太

上」を「大上」に作る。）

- ②校「原刻は此の下に「也」字あり。『治要』に依りて刪る。」
- ③校「原刻は「故」字を脱す。『治要』に依りて補ふ。」
- ④校「原刻は「務」を「獨」に作る。『治要』に依りて改む。」
 (補、『治要』は「治之正道、然也。」の六字を脱す。)
- ⑤校「原刻は「爲」字を脱す。『治要』に依りて補ふ。」(補、『治要』は「ここで改行する。)
- ⑥校「原刻は「私」を「稱」に作る。又「其」字を脱す。並びに『治要』に依りて補正す。」
- ⑦校「原刻は「欲」の下に「以」字を脱す。『治要』に依りて補ふ。」(補、『治要』は「逆亂之道也」の「也」字を脱す。)
- ⑧校「原刻は「則」の下に「下」字あり。『治要』に依りて刪る。」
- ・「贍」は「足」と同義。
- ⑨校「原刻は「使」字を脱す。『治要』に依りて補ふ。」
- ⑩校「原刻は「於」の下に「人」字あり。『治要』に依りて刪る。此の十字一句に作りて読む。」
- ⑪「治要」は「則臣不事事」の下に「矣」字がある。
- ⑫「治要」は「苟」字を脱す。

知忠^①

(原文)

亂世之中、亡國之臣、非獨無忠臣也。治國之中、顯君之臣、非獨能盡忠也。治國之人、忠不偏於其君。亂世之人、道不偏

於其臣。然而治亂之世、同世有忠道之人。臣之欲忠者不絕世、而君未得寧其上、無遇比干子胥之忠、而毀瘁主君於闡墨之中。遂染溺滅名而死。由是觀之、忠未足以救亂世、而適足以重非。何以識其然也。曰、父有良子而舜放瞽叟、桀有忠臣而過盈天下。然則孝子不生慈父之家、而忠臣不生聖君之下。故明主之使其臣也、忠不得過職、而職不得過官。是以過修於身、而下不敢善驕矜守職之吏人務其治、而莫敢淫偷其事、官正以敬其業、和順以事其上。如此則至治已。亡國之君、非一人之罪也。治國之君、非一人之力也。將治亂在乎賢使任職、而不在於忠也。故智盈天下、澤及其君。忠盈天下、害及其國。故桀之所以亡、堯不能以爲存。然而堯有不勝之善、而桀有運非之名。則得人與失人也。故廊廟之材、蓋非一木之枝也。粹白之裘、蓋非一狐之皮也。治亂安危、存亡榮辱之施、非一人之力也。

(書下し)

亂世の中、亡國の臣に、獨りも忠臣なきにしも非ざるなり。治國の中、顯君の臣に、獨り能く忠を盡くすに非ざるなり。治國の人は、忠、其の君に偏ねからず。亂世の人は、道、其の臣に偏ねからず。然り而して治亂の世、世を同じくして忠道の人あり。臣の忠を欲する者は世に絶へず、而るに君未だ其の上に寧きを得ず、比干・子胥の忠に遇ふことなくして、主君を闡墨の中に毀瘁し、遂に溺に染まり名を滅して死す。是に由りて之を觀れば、忠、未だ以て亂世を救ふに足らずして、適だ以て非を重ぬるに足る。何を以て其の然るを識るや。曰く、「父に良子ありて舜瞽叟を放つ。桀に忠臣ありて過天下

に盈つ。」と。然らば則ち孝子は慈父の家に生れず、忠臣は聖君の下に生ぜず。故に明主の其の臣を使ふや、忠は職を過ぐるを得ず、職は官を過ぐるを得ざらしむ。是を以て過つも身を修めて、下、敢て善く職を守るの吏に驕矜せず、人其の治に務めて、敢て其の事に淫偷することなし。官正しくして以て其の業を敬ひ、和順して以て其の上に事ふ。此の如くんば則ち至治已む。亡國の君は、一人の罪に非ざるなり。治國の君は、一人の力に非ざるなり。將に治亂は賢の職に任せしむるに在りて、忠に在らざるなり。故に智天下に盈てば、澤其の君に及ぶ。忠天下に盈てば、害其の國に及ぶ。故に桀の亡ぶ所以は、堯の以て存と爲すあたはざるなり。然り而して堯勝たざるの善ありて、桀運非の名あり。則ち人を得ると人を失ふとなり。故に廊廟の材は、蓋し一木の枝に非ざるなり。粹白の裘は、蓋し一狐の皮に非ざるなり。治亂安危、存亡榮辱の施は、一人の力に非ざるなり。

(註・語釋)

①校「此の篇は原刻全て脱す。『治要』に依りて補ふ。」

②「比干子胥」、比干は殷の紂王のおじ。諫めて殺された。子胥は春秋楚の人、伍員の子。父と兄を楚の平王に殺されたので、呉に援助して楚を討ち平王の死體に鞭打った。後に呉王夫差が越から賄賂を受け、自殺させられた。

③「瞽叟」は舜の父。蒙昧であった。

④校「原、「義」に作る。『意林』の此の文を引くに依りて改む。」(補、「意林」は「而忠」の「而」字を脱す。又、佚文

四十五はこれと同文。)

⑤校「吏」、原、「史」に作る。又「和」の下に於て、複ねて「吏人」より「正以」に至るまでの凡そ十五字を衍す。今、文義に依りて刪り正す。」

⑥『御覽』九百五十二に「廊廟之中材、蓋非一木之枝。」とある。

⑦校「粹」、原、「狐」に作る。『意林』の此の文を引くに依りて改む。」

⑧校「『意林』は「皮」を「腋」に作る。按ずるに『御覽』七百六十六、又九百九、並びに「皮」に作る。『治要』と合す。」(補、「意林」は又兩「蓋」字・兩「也」字を脱す。『御覽』七百六十六「廊廟之材、蓋非一木之枝也。狐白之裘、蓋非一狐之皮也。」、九百九「廊廟之材、非一木之枝。狐白之裘、非一狐之皮。」)

⑨校「按ずるに此の六句、又『文選』盧子諒「答魏子悌詩」注、「四子講德論」注に見ゆ。」

徳立

(原文)

立天子者、不使諸侯疑焉。立諸侯者、不使大夫疑焉。立正妻者、不使嬖妾疑焉。立嫡子者、不使庶孽疑焉。疑則動、兩則爭、雜則相傷。害在有與、不在獨也。故臣有兩位者國必亂。臣兩位而國不亂者、君在也。恃君而不亂矣。失君必亂。子有兩位者家必亂。子兩位而家不亂者、父在也。恃父而不亂矣。失父必亂。

臣疑其君、無不危之國。孽疑其宗、無不危之家。^⑦

(書下し)

天子を立つる者は、諸侯をして疑はしめず。諸侯を立つる者は、大夫をして疑はしめず。正妻を立つる者は、嬖妾をして疑はしめず。嫡子を立つる者は、庶孽をして疑はしめず。疑へば則ち動き、兩つながらあれば則ち争ひ、雜はれば則ち相ひ傷つく。害は與にするに在りて、獨するに在らず。故に臣に兩位あれば國必ず亂る。臣に兩位ありて國の亂れざる者は、君在ればなり。君に恃みて亂れざるなり。君を失へば必ず亂る。子に兩位あれば家必ず亂る。子に兩位ありて家亂れざる者は、父在ればなり。父に恃みて亂れざるなり。父を失へば必ず亂る。臣、其の君を疑ひて、危ふからざるの國なく、孽、其の宗を疑ひて、危ふからざるの家なし。

(註・語釋)

①校「原刻は「者」字、「焉」字を脱す。『治要』に依りて補ふ。下の三句竝びに同じ。」

②校「原刻は「嬖妾」を「羣妻」に作る。『治要』に依りて改む。」

③校「原刻は此の下に「兩動」の二字あり。『治要』に依りて刪る。」

④『稱』十五に「故立天子者、不使諸侯疑焉。立正嫡者、不使庶孽疑焉。立正妻者、不使嬖妾疑焉。疑則相傷、雜則相方。」とある。

⑤校「原刻は「必」を「則」に作る。又「而」字を脱す。竝

びに『治要』に依りて補ひ正す。」(補、『治要』は「君在也」の「君」の下に「猶」字がある。又「不亂」の下に「矣」字がある。)

⑥校「原刻は「必」を「則」に作る。又「而」字を脱す。竝びに『治要』に依りて補ひ正す。又『治要』は三「父」字を竝びに「親」に作る。」(補、『治要』は「子兩位」の「子」の下に「有」字がある。又「父在也」の「父」の下に「猶」字がある。又「不亂矣」の「矣」字を脱す。)

・『稱』四十五に「臣有兩位者、其國必危。國若不危、君與存也。失君必危。失君不危者、臣故差也。子有兩位者、家必亂。家若不亂、親與存也。失親必危。失親不亂、子故差也。」とある。

⑦校「原刻は「其」字、「之」字を脱す。又「君」の下に「而」字あり。竝びに『治要』に依りて刪り補ふ。下の二句も此に倣ふ。」

君人

(原文)

君人者、舍法而以身治、則誅賞豫奪、從君心出矣。^①然則受賞者、雖當望多無窮、受罰者、雖當望輕無已。君舍法而以心裁輕重、則同功殊賞、同罪殊罰矣。怨之所由生也。是以分馬者之用策、分田者之用鉤、非以鉤策爲過於人智也。^②所以去私塞怨也。故曰、大君任法而弗躬。則事斷於法矣。^③法之所加、各以其分、蒙其賞罰、而無望於君也。是以怨不生而上下和矣。^④

(書下し)

人に君たる者、法を捨てて身を以て治むれば、則ち誅賞豫奪、君心より出づ。然らば則ち賞を受くる者は、當ると雖も多きを望んで窮まりなく、罰を受くる者は、當ると雖も輕きを望んで已むなし。君、法を捨てて心を以て輕重を裁けば、則ち功同じくして賞を殊にし、罪を同じくして罰を殊にす。怨の由りて生ずる所なり。是を以て馬を分つ者の策を用ひ、田を分つ者の鉤を用ふるは、鉤策を以て人智に過ぐと爲すに非ざるなり。私を去り怨を塞ぐ所以なり。故に曰く、「大君は法に任じて躬らせず。則ち事、法に斷ず。」と。法の加はる所は各おの其の分を以てし、其の賞罰を蒙るは君に望むなきなり。是を以て怨生ぜずして上下和す。

(註・語釋)

- ①校「原刻は「矣」字を脱す。『治要』に依りて補ふ。」(補)「治要」は「豫奪」を「奪與」に作る。
- ②校「原刻は「而」字を脱す。『治要』に依りて補ふ。」
- ③校「原刻は兩「者」字を脱す。『治要』に依りて補ふ。」(補)「治要」は「則同功殊賞」を「則是同功而殊賞也」に作る。又「同罪殊罰矣」の五字を脱す。又「鉤」をすべて「鉤」に作る。
- ④校「原刻は「鉤策」の二字倒す。又、「也」字を脱す。竝びに『治要』に依りて補ひ正す。『長短經』適變篇、引きて「非以鉤策爲過人之智也。」に作る。」(補)「治要」は「爲過於人智也」の「於」字を脱す。また『長短經』適變篇の本文

とするは校訂の誤り。「商子曰、法令者、人之命也、爲治之本」の注として「慎子曰、君人者、捨法而以身治、則受賞者雖当望多無窮、受罰者雖当望輕無已。君捨法而以心裁輕重、怨之所由生也。是以分馬者之用策、分田者之用鉤、非以鉤策爲過人之智也。所以去和塞怨也。故曰、大君任法而不躬爲。則怨不生而上下和矣。」とある。さらに本文に「一兔走、……」と佚文二十一を引いている。佚文二十一の註

①を参照のこと。

- ⑤校「原刻は「矣」字を脱す。『治要』に依りて補ふ。」(補)「治要」は「弗躬」の下に「爲」字がある。

- ⑥校「原刻は兩「其」字、及び「也」字を脱す。竝びに『治要』に依りて補ふ。」

- ⑦校「『長短經』適變篇、引きて「則怨不生、而上下和也。」に作る。」(補)「長短經」適變篇については註④に既出。

君臣^①

(原文)

爲人君者不多聽。據法倚數以觀得失。無法之言、不聽於耳。無法之勞、不圖於功。無勞之親、不任於官。官不私親、法不遺愛、上下無事。唯法所在。

(書下し)

人に君たる者は多く聴かず。法に據り數に倚りて以て得失を觀る。法なきの言は、耳に聴へず。法なきの勞は、功に圖らず。勞なきの親は、官に任ぜず。官、親を私せず、法、愛

を遺さずんば、上下事なし。唯だ法の在る所のみ。

(註・語釋)

- ①校「此の篇は原刻全て脱す。『治要』に依りて補ふ。」
- ②校「二句、又『文選』「長楊賦」注に見ゆ。」

佚文

一

(原文)

行海者坐而至越、有舟也。^①行陸者立而至秦、有車也。^②秦越遠途也、安坐而至者械也。^③

(書下し)

也 卓 馬 有
海を行く者の坐して越に至るは、舟あればなり。陸を行く者の立ちて秦に至るは、車あればなり。秦越は途を遠くするも、安坐して至るは械あればなり。

(註・語釋)

- ①校「『六帖』十一、「舟」の下に「故」字あり。」(補、「六帖」卷十一舟第三十一。)
- ②校「句、亦『六帖』十一に見ゆ。」(補、「六帖」卷十一車第三十、「也」字を脱す。)
- ③校「『御覽』七百六十八。」(補、「御覽」は「安坐」を「安生」に作る。又「途」を「塗」に作る。)

二

(原文)

厝^①鈞石、使禹察錙銖之重、則不識也。懸於權衡、則鬣髮^④之不可差。則不待禹之智。中人之知、莫不足以識之矣。^⑤

(書下し)

鈞石を厝きて、禹をして錙銖の重きを察せしむも、則ち識らざるなり。權衡に懸くれば、則ち鬣髮も之れ差ふべからず。則ち禹の智を待たず。中人の知も、以て之を識るに足らざるなし。

(註・語釋)

- ①「厝」は「措」と同義。
- ②「鈞石」ははかり用のおもり。
- ③「錙銖之重」はわずかの重さのもの。
- ④「鬣髮」は細い髪の毛。細小なものたとえ。
- ⑤校「『御覽』八百三十、又『意林』に節引く。」(補、「御覽」は「懸」を「縣」に作る。又「鬣髮之不可差」を「鬣髮之微識矣」に作る。又その下に「及其識之於權衡」の一句がある。『意林』「措鈞石、使禹察之不識也。懸於權衡、則毫髮辨矣。」)

三

(原文)

諺云、不聰不明、不能爲王。不瞽不聾、不能爲公。海與山爭水、海必得之。^①

(書下し)

諺に云ふ、「聰ならず明ならずんば、王と爲すあたはず。瞽

ならず龔ならずんば、公と爲すあたはず。海と山と水を争へば、海必ず之を得。」と。

五

(原文)

法之功莫大使私不行、君之功莫大使民不爭。今立法而行私、是私與法爭、其亂甚於無法。立君而尊賢、是賢與君爭、其亂甚於無君。故有道之國、法立則私議不行、君立則賢者不尊。民一於君、事斷於法。是國之大道也。

(書下し)

法の功は私をして行はざらしむるより大なるはなく、君の功は民をして争はざらしむるより大なるはなし。今、法を立てて私を行へば、是れ私と法と争ひ、其の亂ること法なきより甚し。君を立てて賢を尊べば、是れ賢と君と争ひ、其の亂ること君なきより甚し。故に有道の國は、法立てば則ち私議行はれず、君立てば則ち賢者尊ばれず。民君を一にし、事法に斷ぜらる。是れ國の大道なり。

(註・語釋)

①校「『書鈔』四十三、引きて「私善」に作る。」(補、「書鈔」四十三「法立則私善不行」の項に「慎子曰、有道之國、云云。」)

②校「『類聚』五十四、「御覽」六百三十八。」(補、「類聚」は「是私與法爭」の「私」字を脱す。又「私議」を「私善」に作る。又「事斷於法」の「事」字、及び「是國之大道也」の「是」字を脱す。「御覽」は「是賢與君爭」の「賢」字を脱す。)

①校「『意林』、「御覽」四百九十六。」(補、「意林」は「諺曰」の二字を脱す。又「御覽」は「爲公」まで。)

四

(原文)

禮從俗、政從上、使從君。國有貴賤之禮、無賢不肖之禮、有長幼之禮、無勇怯之禮、有親疎之禮、無愛憎之禮也。

(書下し)

禮は俗に従ひ、政は上に従ひ、使は君に従ふ。國に貴賤の禮あるも、賢不肖の禮なく、長幼の禮あるも、勇怯の禮なく、親疎の禮あるも、愛憎の禮なし。

(註・語釋)

①校「『類聚』三十八、「御覽」五百二十三。」(補、「類聚」は「賢不肖之禮」まで。又「賢不肖之禮」の下に「也」字がある。「御覽」は「從上」の「從」字、及び「使從君」の三字を脱す。又「憎」を「惡」に作る。)

・『書鈔』八十「禮從俗」の項に「慎子云、禮從俗、政從上、使從君。國有貴賤之禮、無賢不肖之禮、有長幼之禮、無勇怯之禮、有親疎之禮、無愛憎之禮也。」とある。

六

(原文)

河之下龍門、其流駛如竹箭。駟馬追弗能及。^③

(書下し)

河の龍門に下るや、其の流れの駛はききこと竹箭の如し。駟馬も追ひて及ぶあたはず。

(註・語釋)

①校「寰宇記」四十六、「河」の下に「水」字あり。(補)『寰宇記』「河水之下、其流駛竹箭。駟馬追之不能及。」

②『御覽』六十一に「西河下龍門、其流駛竹箭。」とある。

・「竹箭」は竹で作られた矢。ここではその飛んでいる様を示している。

也 卓 馬 有

③校「六帖」六、「追之不及。」に作る。『寰宇記』も亦「之」字あり。『御覽』四十。(補)『六帖』卷六河第四十「河下龍門、流駛竹箭。駟馬追之不及。」

七

(原文)

有權衡者、不可欺以輕重。有尺寸者、不可差以長短。有法度者、不可巧以詐僞。^①

(書下し)

權衡ある者は、欺くに輕重を以てするべからず。尺寸ある者は、差ふに長短を以てするべからず。法度ある者は、巧たむむに詐僞を以てするべからず。

(註・語釋)

①校「意林」、「御覽」四百二十九。「意林」「法度者、不可巧以詐僞。」

八

(原文)

有虞之誅、以幪巾當墨、以草纓當劓、以菲履當劓、以艾鞞當宮、布衣無領當大辟。此有虞之誅也。斬人肢體、鑿其肌膚、謂之刑。畫衣冠異章服、謂之戮。上世用戮而民不犯也。當世用刑而民不從。^④

(書下し)

有虞の誅は、幪巾を以て墨に當て、草纓を以て劓に當て、菲履を以て劓に當て、艾鞞を以て宮に當て、布衣にして領なきを大辟に當つ。此れ有虞の誅なり。人の肢體を斬り、其の肌膚を鑿つを、之を刑と謂ふ。衣冠に畫し章服を異にするを、之を戮と謂ふ。上世は戮を用ひて民犯さざるなり。當世は刑を用ふるも民從はず。

(註・語釋)

①校「書鈔」四十四、引きて「畫跪當黥」に作る。(補)『書鈔』四十四「畫跪當黥」の項に「慎子」とのみある。

・「幪巾」は頭巾をかぶせる刑。以下の「草纓」(黒色の冠の紐)、「菲履」(麻の靴)、「艾鞞」(蒼白色の膝掛け)、「布衣無領」(布製の襟なしの衣)とともに衣服や冠などを異にして罪を明らかにする刑罰。『荀子』正論篇では「象刑」と言

う。

・「墨」は入墨の刑。以下の「劓」（鼻切り）、「劓」（足切り）、「宮」（去勢）、「大辟」（死刑）と併せて『荀子』正論篇では「肉刑」と言う。『荀子』正論篇には「世俗之爲説者曰、治古無肉刑而有象刑。墨黥、髡髮、共艾畢、非對履、殺赭衣而不純。治古如是。是不然。……」とあって、『慎子』とは異なつた視點から論を展開している。

②『書鈔』四十四「草纓當劓」の項に「又云、有虞之誅也。以云云。」とある。

③『書鈔』四十四「履非當劓」の項に「又云、有虞之誅也。以云云。」とある。

④校「『御覽』六百四十五。」（『御覽』は「肢體」を「支體」に作る。）

九

（原文）

昔者天子、手能衣而宰夫設服、足能行而相者導進、口能言而行人稱辭。故無失言失禮也。^④

（書下し）

昔者天子は、手は能く衣して宰夫服を設け、足は能く行きて相者進むを導き、口は能く言ひて行人辭を稱す。故に失言失禮なきなり。

（註・語釋）

①「宰夫」は朝廷の儀礼を司る官。

②「相者」は會同等の禮に於て主人を助ける介添役。

③「行人」は使者。或は賓客を司る官。

④校「『御覽』七十六。」（補、『御覽』は「衣」を「依」に作る。）

十

（原文）

離朱之明、察秋毫之末於百步之外。下於水尺、而不能見淺深。非目不明也。其勢難覩也。^①

（書下し）

離朱の明は、秋毫の末を百歩の外に察するも、水尺を下れば、淺深を見ることあたはず。目の明ならざるに非ざるなり。其の勢の覩難ければなり。

（註・語釋）

①校「『文選』「演連珠」注・「楊荊州誄」注、『類聚』十七、『御覽』三百六十六。」（補、但し『文選』はそれぞれ「離朱之明、察秋毫之末於百步之外。」「離朱之明、察秋毫之末。」のみ。『御覽』「離朱之明、察毫末於百步之外。尺水不能見淺深。非目不明。其勢難覩也。」「類聚」は「尺水」を「下水尺」に作る。）

十一

（原文）

堯讓許由、舜讓善卷。皆辭爲天子、而退爲匹夫。^③

(書下し)

堯は許由に譲り、舜は善卷に譲る。皆に天子と爲るを辭して、退きて匹夫と爲る。

(註・語釋)

①「許由」は堯から帝位を譲られるも辭退して箕山に隱遁した。

②「善卷」は舜から帝位を譲られたが辭退して山深く逃れた。

③校「『類聚』二十一、『御覽』四百二十四。」(補、但しともに「匹」を「疋」に作る。)

十二

(原文)

折券契、属符節、賢不肖用之。^①

(書下し)

券契を折り、符節を属するは、賢不肖之を用ふ。

(註・語釋)

①校「『御覽』四百三十。抄本、『書鈔』百四、「折券契、節賢不肖、日之物以此得、而不記于信也。」と云ふ。按ずるに文に脱誤あらん。讀むべからず。」

・『書鈔』五十四「折券契」の項に「折券契、節賢不肖、由之物以此得、而不託於信也。」とある。
・「券契」「符節」はともに割符のこと。

十三

(原文)

魯莊公鑄大鐘。曹劌入見曰、今國褊小、而鐘大。君何不圖之。^①

(書下し)

魯の莊公、大鐘を鑄る。曹劌入りて見えて曰く、「今國は褊小なるも、鐘は大なり。君何ぞ之を圖らざる。」と。

(註・語釋)

①校「『初學記』十六、『御覽』五百七十五。」(但し『御覽』は「劌」を「翹」に作る。)

・「魯莊公」は桓公の子。在位前六百九十四〜前六百六十二。なおこの説話は『左傳』『國語』『史記』のいづれにも見えない。

十四

(原文)

公輸子巧用材也、不能以檀爲瑟。^①

(書下し)

公輸子は巧みに材を用ふるも、檀を以て瑟を爲るあたはず。

(註・語釋)

①校「『御覽』五百七十六。」
・「公輸子」は魯の國の名工。

十五

(原文)

孔子曰、邱少而好學、晩而聞道。以此博矣。^①

(書下し)

孔子曰く、「邱は少くして學を好み、晩ひて道を聞く。此を以て博し。」と。

(註・語釋)

①校『御覽』六百七。「但し『御覽』は「邱」を「丘」に作る。又「以此」を「此以」に作る。又「博」を「博」に作る。」

十六

(原文)

孔子云、有虞氏不賞不罰。夏后氏賞而不罰。殷人罰而不賞。周人賞且罰。罰禁也、賞使也。^①

(書下し)

孔子云ふ、「有虞氏は賞せず罰せず。夏后氏は賞して罰せず。殷人は罰して賞せず。周人は賞し且つ罰す。罰は禁なり、賞は使なり。」と。

(註・語釋)

①校『御覽』六百三十三。

十七

(原文)

燕鼎之重乎千鈞、乘於吳舟則可以濟。所託者浮道也。^①

(書下し)

燕鼎の千鈞より重きも、吳の舟に乗れば則ち以て濟るべし。託する所の者、道に浮けばなり。

(註・語釋)

①校『御覽』七百六十八。
・『書鈔』百三十七「重千鈞」の項に「慎子曰、今之重錙銖、役千仞之水、窮泥於后止勢然也。吳舟之重錯之千鈞、人水則浮輕於錙銖、則勢浮之也。」とある。

十八

(原文)

君臣之間、猶權衡也。權左輕則右重、右重則左輕。輕重迭相槩、天地之理也。^①

(書下し)

君臣の間は、猶ほ權衡のごときなり。權は左輕ければ則ち右重く、右重ければ則ち左輕し。輕重迭りて相ひ槩すは、天地の理なり。

(註・語釋)

①校『御覽』八百二十。「補、『御覽』は「左輕」の「輕」をいずれも「槩」に作る。また「槩」を「拆」に作る。」

(原文)

飲過度者生水、食過度者生貪。^①

(書下し)

飲、度を過ぐる者は水を生じ、食、度を過ぐる者は貪を生ず。

(註・語釋)

①校「『御覽』八百四十九。」

(原文)

也 卓 馬 有

故治國無其法則亂。守法而不變則衰。有法而行私、謂之不法。以力役法者、百姓也。以死守法者、有司也。以道變法者、君長也。^①

(書下し)

故に國を治むるに其の法なくんば則ち亂る。法を守りて變ぜざれば則ち衰ふ。法ありて私を行ふ、之を不法と謂ふ。力を以て法に役する者は、百姓なり。死を以て法を守る者は、有司なり。道を以て法を變ずる者は、君長なり。

(註・語釋)

①校「『類聚』五十四。」

・『書鈔』四十三「以道變法」の項に「慎子曰、守法不變則衰。以道變法者、君長也。」とある。

(原文)

一兔走街、百人追之。貪人具存、人莫之非者、以兔爲未定分也。積兔滿市、過而不顧。非不欲兔也。分定之後、雖鄙不爭。^①

(書下し)

一兔街を走れば、百人之を追ふ。貪る人の具に存するも、人の之を非る者なきは、兔を以て未だ分定まらずと爲せばなり。兔を積みて市に滿せば、過ぐるも顧みず。兔を欲せざるに非ざるなり。分定まるの後は、鄙なりと雖も争はざればなり。

(註・語釋)

①校「『後漢書』袁紹傳注、又『意林』及び『御覽』九百七、並びに節引く。按ずるに『呂氏春秋』慎勢篇、『慎子』を引きて、「今一兔走、百人逐之。非一兔足爲百人分也。由未定。由未定、堯且屈力、而況衆人乎。積兔滿市、行者不顧。非不欲兔也。分已定矣。分已定、人雖鄙不爭。故治天下及國、在乎定分而已矣。」と云ふ。」(補、『意林』「一兔走、百人追之。積兔於市、過而不顧。分定不可爭也。」、『御覽』九百七「一兔走街、百人追之。積兔於市、過而不視。非不欲得。分定不爭也。」)

・『商君書』定分に「一兔走、百人逐之。非以兔可分以爲百、由名分之未定也。夫賣兔者滿市、而盜不敢取。由名分已定也。」とある。又『長短經』適變篇も「商子曰」として同文

を引き注に『慎子』を擧げている。君人篇の注④に既出)

二十二

(原文)

匠人知爲門能以開、所以不知門也。故必杜然後能開。^①

(書下し)

匠人の門を爲るに能く開くを以てするを知るは、門を知らざる所以なり。故に必ず杜じて然る後に能く開く。

(註・語釋)

①校「『淮南』道應訓。」

・「以開」「能開」の「開」を守山閣本は「門」に作るが、『淮南子』道應訓によって「開」に改めた。

二十三

(原文)

勁而害能、則亂也。云能而害無能、則亂也。^③

(書下し)

勁にして能を害すれば、則ち亂るるなり。云能にして無能を害すれば、則ち亂るるなり。

(註・語釋)

①「勁」は「強」と同義。

②「云能」については『荀子』非十二子篇に「今之所謂處士者、無能而云能者也。」とあり、その注に「云能、自言能也。……蓋戰國時、以言能爲云能。當時之語也。」とある。

③校「『荀子』非十二子篇注。」

二十四

(原文)

弃道術舍度量、求以一人之識識天下、誰子之識能足焉。^①

(書下し)

道術を弃て度量を捨てて、一人の識を以て天下を識るを求むるも、誰が子の識か能く足らんや。

(註・語釋)

①校「『荀子』王霸篇注。」(補、守山閣本は「以求」に作るが、『荀子』王霸篇注により「求以」に改めた。)

二十五

(原文)

多賢不可以多君、無賢不可以無君。^①

(書下し)

賢多くとも以て君を多くすべからず、賢なくとも以て君なかるべからず。

(註・語釋)

①校「『荀子』解蔽篇注。」(補、『荀子』解蔽篇注には、この文の前後に「慎子本黃老歸刑名。多明不尚賢不使能之道。……其意但得其法雖無賢亦可爲治。而不知法賢得而後舉也。」とある。)

二十六

(原文)

匠人成棺、不憎人死。利之所在、忘其醜也。^①

(書下し)

匠人は棺を成して、人の死を憎まず。利の在る所は、其の醜を忘るるなり。

(註・語釋)

①校「『意林』、又『御覽』五百五十一、引きて「匠人成棺、而無憎於人。利在人死也。」に作る。」(補、「御覽」は「死也」を「也死」に作る。)

二十七

(原文)

獸伏就穢。^①

(書下し)

獸伏して穢に就く。

(註・語釋)

①校「『文選』「西都賦」注。」

・「穢」は雜草の茂る荒れ地の事。

二十八

(原文)

夫徳精微而不見、聰明而不発。是故外物不累其内。^①

(書下し)

夫れ徳は精微にして見はれず、聰明にして発せず。是れが故に外物、其の内を累はさず。

(註・語釋)

①校「『文選』沈休文「遊道士館詩」注・「養生論」注。」

二十九

(原文)

夫道、所以使賢無奈不肖何也。所以使智無奈愚何也。若此則謂之道勝矣。^①

(書下し)

夫れ道は、賢をして不肖を奈何ともすることなからしむ所以なり。智をして愚を奈何ともすることなからしむ所以なり。此の若くんば則ち之を道勝つと謂ふ。

(註・語釋)

①校「『文選』張景陽「雜詩」注。」(補、但し「夫道」を「大道」に作る。)

三十

(原文)

道勝則名不彰。^①

(書下し)

道勝てば則ち名彰らかならず。

(註・語釋)

①校「『文選』張景陽「雜詩」注。」(補、二十九と接続するようであるが、『文選』では「又曰」として別文扱いにしているので、それに従った。)

三十一

(原文)

趨事之有司賤也。^①

(書下し)

事に趨くの有司は賤しきなり。

(註・語釋)

①校「『文選』謝元暉「始出尚書省詩」注。」

三十二

(原文)

臣下閉口、左右結舌。^①

(書下し)

臣下は口を閉し、左右は舌を結ぶ。

(註・語釋)

①校「『文選』謝平原「内史表」注。」

三十三

(原文)

久處無過之地、則世俗聽矣。^①

(書下し)

久しく過なきの地に處れば、則ち世俗聽ふなり。

(註・語釋)

①校「『文選』吳季重「答魏太子牋」注。」

三十四

(原文)

昔周室之衰也、厲王擾亂天下、諸侯力政、人欲獨行以相兼。^③

(書下し)

昔、周室の衰ふるや、厲王は天下を擾亂し、諸侯は力政し、人は獨行して以て相ひ兼ねんと欲す。

(註・語釋)

①「厲王」は周の第十代の王。暴虐侈傲であった。

②「力政」は武力で政治を行うこと。

③校「『文選』東方朔「答客難」注。」

三十五

(原文)

衆之勝寡必也。^①

(書下し)

衆の寡に勝つは必なり。

(註・語釋)

①校「『文選』「夏侯常侍誄」注。」

三十六

(原文)

詩往志也、書往誥也、春秋往事也。^①

(書下し)

詩の往は志、書の往は誥、春秋の往は事。

(註・語釋)

①校「『意林』」。又『經義考』、此の文を引くに、下に「至於易、則吾心陰陽消息之理備焉。」と云ふ。未だ出づる所を見ず。當に考すべし。」

三十七

(原文)

兩貴不相事、兩賤不相使。^①

(書下し)

兩貴は相ひ事へせず、兩賤は相ひ使はず。

(註・語釋)

①校「『意林』」。

三十八

(原文)

家富則疎族聚、家貧則兄弟離。非不相愛利、不足相容也。^①

(書下し)

家富めば則ち疎族も聚まり、家貧しければ則ち兄弟も離る。相ひ愛利せざるに非ず、相ひ容るるに足らざればなり。

(註・語釋)

①校「『意林』」。

三十九

(原文)

藏甲之國、必有兵遁^①、市人可驅而戰。安國之兵、不由忿起。^②

(書下し)

甲を藏するの國も、必ず兵の遁するありて、市人驅りて戦ふべし。安國の兵は、由りて忿起せず。

(註・語釋)

①『十六經』本伐に「儲庫藏兵之國、皆有兵道。」とあり、又『御覽』三百五十六に「藏甲之國、必有兵道。」とあって、ともに「兵遁」を「兵道」に作る。「兵道」とするとかなり意味が異なってくるが、今は「兵遁」のままにしておく。

②校「『意林』」。

・『書鈔』百十三「駟市人」の項に「慎子又云、市人可駟而戰也。」とある。

四十

(原文)

蒼頡在庖犧之前。^①

(書下し)

蒼頡は庖犧の前に在り。

(註・語釋)

①校「『尚書』序疏。」(補、但し「在庖犧之前」のみが「慎倒云」として引いてある。)

・「蒼頡」は通説では黃帝の時の史官で、文字を作ったとされる人物。ここでは庖犧以前の古帝王としてゐる。

・「庖犧」は上古の三皇の一人。蛇身人首で、八卦を畫し、書契を作ったとされる。

四十一

(原文)

爲毳者患塗之泥也。^①

(書下し)

毳を爲す者は塗の泥を患ふなり。

(註・語釋)

①校「『書』益稷疏。」

・「毳」は細くて柔らかい毛。

四十二

(原文)

晝無事者夜不夢。^①

(書下し)

晝事なき者は夜夢みず。

(註・語釋)

①校「『雲笈七籤』三十二。」(補、なお『雲笈七籤』は『慎子』

の直前に『莊子』齊物論篇の「真人其寢不夢。」という同旨の文を引いている。又『列子』周穆王篇に「神凝者、想夢自消。……古之真人、其覺自志、其寢不夢。」とあり、『淮南子』精神訓に「(真人)其寢不夢。」とある。)

四十三

(原文)

田駢名廣。^①

(書下し)

田駢、名は廣。

(註・語釋)

①校「『莊子』天下篇釋文。」(補、但し「名廣」のみが「『慎子』云」として引いてある。)

・「田駢」は慎到とともに稷下にあつた思想家。「齊」の思想を説いたとされる。

四十四

(原文)

桀紂之有天下也、四海之内皆亂。閔龍逢王子比干不與焉。^①
而謂之皆亂、其亂者衆也。堯舜之有天下也、四海之内皆治。^②
而丹朱商均不與焉。而謂之皆治、其治者衆也。^③

(書下し)

桀紂の天下を有つや、四海の内皆亂る。閔龍逢・王子比干は與からず。而れども之を皆亂と謂ふは、其の亂るる者衆け

ればなり。堯舜の天下を有つや、四海の内皆治まる。而るに丹朱・商均は與からず。而れども之を皆治と謂ふは、其の治まる者衆ければなり。

(註・語釋)

①「関龍逢・王子比干」は桀の臣下と紂の諸父。ともに主君を諫めて処刑された。

②「丹朱・商均」は堯の子と舜の子。ともに不肖で知られる。

③校「『長短經』勢運篇注。」

四十五

(原文)

有馬卓也
君明臣直、國之福也。父慈子孝、夫信妻貞、家之福也。故比干忠而不能存殷。申生^①孝而不能安晉。是皆有忠臣孝子、而國家滅亂者何也。無明君賢父以聽之^②。故孝子不生慈父之家、忠臣不生聖君之下^③。

(書下し)

君明にして臣直なるは、國の福なり。父慈にして子孝、夫信にして妻貞なるは、家の福なり。故に比干は忠なるも殷を存するあたはず。申生は孝なるも晉を安んずるあたはず。是れ皆忠臣孝子ありて、國家滅亂するは何ぞや。明君賢父の以て之を聴くなければなり。故に孝子は慈父の家に生れず、忠臣は聖君の下に生ぜず。

(註・語釋)

①「申生」は晉獻公の太子。公が驪姫との子を太子に立てよ

うとした際、驪姫に陥れられて自殺した。(『春秋左氏傳』僖公五年)

②校「按ずるに『戰國策』に此の文あり。」(補、秦策三に「蔡澤曰」として「君明臣直」から「無明君賢父以聽之」までと同文がある。但し「君明臣直」の上に「主聖臣賢、天下之福也」、「申生孝而不能安晉」の上に「子胥知而不能存吳」がそれぞれある。)

③校「二句又『意林』に見ゆ。『治要』の知忠篇に在るに據るに、其の上文、此と大ひに異なる。當に考すべし。此の下の逸文、並びに原刻に依りて附入す。原刻に云ふ、『文獻通考』に載すと。今『通考』を検するに其の文なし。之を存して以て知る者に質さん。」

四十六

(原文)

王者、有易政而無易國、有易君而無易民。湯武非得伯夷之民以治、桀紂非得蹠躠之民以亂也。民之治亂在於上、國之安危在於政。^①

(書下し)

王者は、政を易ふることあるも國を易ふることなく、君を易ふることあるも民を易ふることなし。湯武は伯夷の民を得て以て治むるに非ず、桀紂は蹠躠の民を得て以て亂すに非ざるなり。民の治亂は上に在り、國の安危は政に在り。

①校なし。
(註・語釋)

・「蹠躑」は盜跖と莊躑。ともに大盜賊の名。

四十七

(原文)

夏箴曰、小人無兼年之食、遇天饑、妻子非其有也。大夫無兼年之食、遇天饑、臣妾輿馬非其有也。戒之哉。^①

(書下し)

夏の箴に曰く、「小人、兼年の食なくして、天饑に遇はば、妻子は其の有に非ざるなり。大夫、兼年の食なくして、天饑に遇はば、臣妾輿馬は其の有に非ざるなり。之を戒めよ。」と。

(註・語釋)

①校「按ずるに『逸周書』に此の文あり。」(補、文傳第二十
五。但し「慎子曰」等の本文が『慎子』によるものである
ことを示すものはない。)

四十八

(原文)

與天下於人大事也。煦煦者以爲惠、而堯舜無德色。^①取天下於人大嫌也。潔潔者以爲汚、而湯武無愧容。惟其義也。^②

(書下し)

天下を人に與ふるは大事なり。煦煦たる者は以て恵と爲し

て、堯舜も徳色なし。天下を人より取るは大嫌なり。潔潔たる者は以て汚と爲して、湯武も愧容なし。惟れ其の義なり。

(註・語釋)

①校なし。

・「煦煦」は穏やかで恵み深い様。

四十九

(原文)

日月爲天下眼目、人不知徳。山川爲天下衣食、人不能感。^①有勇不以怒、反與怯均也。^②

(書下し)

日月は天下の眼目たるも、人、徳を知らず。山川は天下の衣食たるも、人、感ずるあたはず。勇ありて以て怒らざれば、反って怯と均し。

(註・語釋)

①校「『御覽』三、此の四句を以て『任子』の文と爲す。「感」を「謝」に作る。」
②校「二句、又『御覽』四百三十七、及び四百九十九に見ゆ。」

五十

(原文)

小人食於力、君子食於道。^①先王之訓也。故常欲耕而食天下之人矣。然一身之耕、分諸天下、不能人得一升粟。其不能飽可知也。欲織而衣天下之人矣。然一身之織、分諸天下、不能人

得尺布。其不能煖可知也。故以爲不若誦先王之道而求其說、通聖人之言而究其旨、上說王公大人、次說^②匹夫徒步之士。王公大人、用吾言國必治、匹夫徒步之士、用吾言行必修。雖不耕而食饑、不織而衣寒。功賢於耕而食之、織而衣之者也。^③

(書下し)

小人は力に食し、君子は道に食す。先王の訓なり。故に常に耕して天下の人に食せしめんと欲す。然れども一身の耕もて、諸を天下に分てば、人ごとに一升の粟も得るあたはず。

其の飽くあたはざること知るべし。織りて天下の人に衣せんと欲す。然れども一身の織もて、諸を天下に分てば、人ごとに尺布も得るあたはず。其の煖くするあたはざること知るべし。故に以爲へらく、先王の道を誦して其の説を求め、聖人の言に通じて其の旨を究め、上は王公大人に説き、次は匹夫徒步の士に説くにしかず。王公大人、吾が言を用ふれば國必ず治まり、匹夫徒步の士、吾が言を用ふれば行ひ必ず修まる。耕せずと雖も饑に食はせ、織らずとも寒に衣す。功は耕して之に食せしめ、織りて之に衣せしむる者に賢るなり。

(註・語釋)

①校「二句、又『意林』及び『御覽』八百四十九に見ゆ。」

(補)『意林』は兩「於」字を「于」に作る。

②文意より「説」字を補った。

③校「按ずるに『墨子』に此の文あり。」(補)『墨子』魯問下

「子墨子曰、翟嘗計之矣。翟慮耕而食天下之人矣。盛然後當一農之耕、分諸天下、不能人得一升粟。籍而以爲一升粟、

其不能飽天下之飢者、既可睹矣。翟慮織而衣天下之人矣。盛然後富一婦人之織、分諸天下、不能人得尺布。籍而以爲得尺布、其不能煖天下之寒者、既可睹也。翟以爲、不若、誦先王之道而求其說、通聖人之言而察其辭、上說王公大人、次匹夫徒步之士。王公大人、用吾言國必治、匹夫徒步之士、用吾言行必修。故翟以爲、雖不耕而食飢、不織而衣寒。功賢於耕而食之、織而衣之者也。」

五十一

(原文)

法非從天下、非從地出、發於人間、合乎人心而已。治水者、茨防決塞、九州四海、相似如一。學之於水、不學之於禹也。^②

(書下し)

法は天より下るに非ず、地より出づるに非ず、人間より發し、人心に合するのみ。治水する者の、茨防決塞すること、九州四海、相ひ似ること一の如し。之を水より學びて、之を禹より學ばざるなり。

(註・語釋)

①校「按ずるに『釋史』に此を引く。四字、「雖在夷狄。」に作る。」(補)『釋史』卷百十九「齊宣王好土」の条に引く。

またここには多數の『慎子』からの引用が見える。

②校「治水者」より以下、又『列子』湯問篇注に見ゆ。「九州四海」を「雖在夷狄」に作る。『釋史』と合す。」

五十二

(原文)

古之全大體^①者、望天地、觀江海、因山谷。日月所照、四時所行、雲布風動。不以智累心、不以私累己。寄治亂於法術、託是非於賞罰、乘輕重於權衡。不逆天理、不傷性情。不吹毛而求小疵^②、不洗垢而察難知^③。不引繩之外、不推繩之內。不急法之外、不緩法之內。守成理、因自然。禍福生乎道法、而不出乎愛惡。榮辱之責在乎己、而不在乎人。故至安之世、法如朝露、純樸不欺。心無結怨、口無煩言。故車馬不弊於遠路、旌旗不亂於大沢、万民不失命於寇戎、豪傑不著名於圖書、不録功於盤盂^④、記年之牒空虚。故曰、利莫長於簡、福莫久於安。^⑤

(書下し)

古の大體を全くする者は、天地を望み、江海を觀、山谷に因る。日月の照す所、四時の行する所、雲布き風動く。智を以て心を累はさず、私を以て己を累はさず。治亂を法術に寄せ、是非を賞罰に託し、輕重を權衡に乗す。天理に逆はず、性情を傷はず。毛を吹きて小疵を求めず、垢を洗ひて知り難きを察せず。繩の外に引かず、繩の内に推さず。法の外に急にせず、法の内に緩くせず。成理を守り、自然に因る。禍福は道法に生じて、愛惡に出でず。榮辱の責は、己に在りて人に在らず。故に至安の世、法は朝露の如く、純樸にして欺かず。心に結怨なく、口に煩言なし。故に車馬遠路に弊せず、旌旗大沢に亂れず、万民命を寇戎に失はず、豪傑名を圖書に著はさず、功を盤盂に録さず、記年の牒空虚なり。故に曰く、

「利は簡より長なるはなく、福は安より久きはなし。」と。

(註・語釋)

- ① 「大體」は根本、大要ほどの意。
 ② 「吹毛而求小疵」は毛を息で吹いて小さな傷を探す事。
 ③ 「洗垢而察難知」は垢を洗い落して分かりにくかったことを調べる事。

④ 「盤盂」はそれぞれ水や物、飯や水を盛る青銅器。

⑤ 校「按ずるに『韓非子』に此の文あり。」(補、『韓非子』大體篇。但し「車馬不弊於遠路」を「車馬不疲弊於遠路」に作り、「豪傑不著名於圖書」の上に「雄駿不創於旗幟」の一句がある。)

五十三

(原文)

鷹善擊也。然日擊之、則疲而無全翼矣。驥善馳也。然日馳之、則蹶而無全蹄矣。^①

(書下し)

鷹は善く撃つなり。然れども日に之を撃てば、則ち疲れて全翼なし。驥は善く馳くるなり。然れども日に之を馳すれば、則ち蹶まげきて全蹄なきなり。

(註・語釋)

① 校なし。

五十四

(原文)

能辭万鐘之祿於朝陞、不能不拾一金於無人之地。能謹百節之禮於廟宇、不能不弛一容於獨居之餘。蓋人情每狎於所私故也。^①

(書下し)

能く万鐘の祿を朝陞に辭するも、一金を無人の地に拾はざるあたはず。能く百節の禮を廟宇に謹むも、一容を獨居の餘に弛めざるあたはず。蓋し人の情は毎に私する所に狎るるが故なり。

(註・語釋)

①校なし。

有馬卓也

五十五

(原文)

不肖者、不自謂不肖也。而不肖見於行。雖自謂賢、人猶謂之不肖也。愚者不自謂愚也。而愚見於言。雖自謂智、人猶謂之愚。^①

(書下し)

不肖なる者は、自ら不肖と謂はざるなり。而れども不肖、行ひに見はる。自ら賢と謂ふと雖も、人猶ほ之を不肖と謂ふなり。愚なる者は自ら愚と謂はざるなり。而れども愚、言に見はる。自ら智と謂ふと雖も、人猶ほ之を愚と謂ふなり。

(註・語釋)

①校「按ずるに『鬻子』に此の文あり。」(補、『鬻子』道符五帝三王傳政甲第二。但し「不自謂愚也」の「也」字を脱す。又「愚見於言」の「於」を「于」に作る。

五十六

(原文)

法者所以齊天下之動、至公大定之制也。故智者不得越法而肆謀、辯者不得越法而肆議、士不得背法而有名、臣不得背法而有功。我喜可抑、我忿可窒。我法不可離也。骨肉可刑、親戚可滅。至法不可闕也。^①

(書下し)

法は天下の動を齊しくする所以にして、至公大定の制なり。故に智者は法を越へて謀を肆にするを得ず、辯者は法を越へて議を肆にするを得ず、士は法に背きて名あるを得ず、臣は法に背きて功あるを得ず。我が喜びは抑ふべく、我が忿りは窒ぐべし。我、法と離るべからざるなり。骨肉も刑すべく、親戚も滅すべし。至法は闕くべからざるなり。

(註・語釋)

①校なし。

五十七

(原文)

善爲國者、移謀身之心而謀國、移富國之術而富民、移保子

孫之志而保治、移求爵祿之意而求義。則不勞而化、理成矣。^①

(書下し)

善く國を爲むる者は、身を謀るの心を移して國を謀り、國を富ますの術を移して民を富まし、子孫を保つ志を移して治を保ち、爵祿を求むるの意を移して義を求む。則ち勞せずして化し、理成る。

(註・語釋)

①校なし。

五十八

(原文)

始吾未生之時、焉知生之爲樂也。今吾未死、又焉知死之爲不樂也。故生不足以使之、利何足以動之。死不足以禁之、害何足以恐之。明於死生之分、達於利害之變。是以目觀玉輅琬象之狀、耳聽白雪清角之聲、不能以亂其神。登千仞之谿、臨蜺眩之岸、不足以淆其知。夫如是、身可以殺、生可以無、仁可以成。^⑤

(書下し)

始め吾の未だ生ぜざるの時、焉くんぞ生の樂たるを知らんや。今吾の未だ死せざるに、又た焉くんぞ死の不樂たるを知らんや。故に生は之を使ふに足らず、利何ぞ以て之を動かすに足らんや。死は之を禁ずるに足らず、害何ぞ以て之を恐るるに足らんや。死生の分に明かなれば、利害の變に達す。是を以て目は玉輅琬象の狀を觀、耳は白雪清角の聲を聴くも、

以て其の神を亂すあたはず。千仞の谿に登り、蜺眩の岸に臨むも、以て其の知を淆するに足らず。夫れ是の如く、身は以て殺すべく、生は以て無かるべく、仁は以て成るべし。

(註・語釋)

①「玉輅琬象」は天子が乗る高級な車とその飾りの事。

②「白雪清角」はともに音樂の曲名。

③「蜺眩之岸」とは蜺(猿)も目が眩むほどの斷崖の意。

④『淮南子』傲真訓に「是故目觀玉輅琬象之狀、耳聽白雪清角之聲、不能以亂其神。登千仞之谿、臨蜺眩之岸、不足以滑其和。……是故生不足以使之、利何足以動之。死不足以禁之、害何足以恐之。明於死生之分、達於利害之變。」とある。

⑤校なし。

五十九

(原文)

鳥飛於空、魚游於淵、非術也。故爲鳥爲魚者、亦不自知其能飛能游。苟知之立心以爲之、則必墮必溺。猶人之足馳手捉耳聽目視。當其馳捉聽視之際、應機自至、又不待思、而施之也。苟須思之、而後可施之、則疲矣。是以任自然者久、得其常者濟。^①

(書下し)

鳥の空を飛び、魚の淵に遊ぶは、術に非ざるなり。故に鳥たり魚たる者は、亦た自ら其の能く飛び能く遊ぶを知らず。

苟も之を知り心を立てて以て之を爲せば、則ち必ず墮ち必ず溺れん。猶ほ人の足馳せ手捉へ耳聴き目視るがごとし。當に其の馳せ捉へ聴き視るの際、機に應じて自ら至り、又た思ひを待たずして、之を施すなり。苟も之を思ふを須ちて、而る後に之を施すべくんば、則ち疲る。是を以て自然に任ずる者は久しく、其の常を得る者は濟す。

(註・語釋)

①校なし。

六十

(原文)

也 周成王問鬻子曰、寡人聞、聖人在上位使民富且壽。若夫富則可爲也。若夫壽則在天乎。鬻子曰、夫聖王在上位、天下無軍兵之事。故諸侯不私相攻、而民不私相鬪也。則民得盡一生矣。聖王在上、則君積於德化、而民積於用力。故婦人爲其所衣、丈夫爲其所食。則民無凍餓。民得二生矣。聖人在上、則君積於仁、吏積於愛、民積於順。則刑罰廢、而無天遏之誅。民則得三生矣。聖王在上、則使人有時、而用之有節。則民無癘疾。民得四生矣。^①

(書下し)

周の成王、鬻子に問ひて曰く、「寡人聞く、聖人は上位に在りて民をして富み且つ壽ならしむ、と。夫の富ましむるが若きは則ち爲すべきなり。夫の壽ならしむるが若きは則ち天に在らんや。」と。鬻子對へて曰く、「夫れ聖王上位に在れば、

天下に軍兵の事なし。故に諸侯私に相ひ攻めず、民私に相ひ鬪はざるなり。則ち民一の生を盡くすを得。聖王上に在れば、則ち君徳化を積み、民用力を積み。故に婦人は其の衣る所を爲り、丈夫は其の食ふ所を爲る。則ち民凍餓することなし。民二の生を得。聖人上に在れば、則ち君仁を積み、吏愛を積み、民順を積み。則ち刑罰廢せられて、天遏の誅なし。民則ち三の生を得。聖王上に在れば、則ち人を使ふに時あり、之を用ふるに節あり。則ち民癘疾なし。民四の生を得。

(註・語釋)

①校「按ずるに賈誼『新書』に此の文あり。」(補、『新語』修政語下「周成王曰、寡人聞之、聖王在上位使民富且壽云。

若夫富則可爲也。若夫壽則不在天平。鬻子曰、唯疑請以上世之政、詔於君王政曰、聖王在上位、則天下不死軍兵之事。故諸侯不私相攻、而民不私相鬪不私相然也。故聖王在上位、則民免於一死、而得一生矣。聖王在上位、則臣積於道、而吏積於徳、而民積於用力。故婦爲其所衣、丈夫爲其所食。則民無凍餒矣。聖王在上、則民免於二死、而得二生矣。聖人在上、則君積於仁、而吏積於愛、而民積於順。則刑罰廢矣。而民無天遏之誅。故聖王在上、則民免於三死、得三生矣。故聖王在上、則使民有時、而用之有節。則民無癘疾。故聖王在上、則民免於四死、得四生矣。……)」